

# 新潟市建築審査会傍聴要領

令和5年11月1日

## 1 趣旨

この要領は、新潟市建築審査会の運営に関する要綱第7条の規定に基づき、新潟市建築審査会の傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。

## 2 傍聴者の決定等

- (1) 傍聴者の定員は、原則として10人とする。
- (2) 傍聴者の受付は、先着順に行い、定員になり次第終了する。ただし、受付開始時に定員を超える傍聴希望者がいる場合は、傍聴者の抽選を行う。
- (3) 会議が開始された後は、受付を行わない。

## 3 傍聴者の入室制限

次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 酒気を帯びている者
- (2) 危険なものを携帯している者
- (3) のぼり、旗、プラカード、鉢巻等の示威行為のために利用するものを携帯している者
- (4) その他会議の円滑な運営を妨げるおそれがあると認められる者

## 4 傍聴者の遵守事項

傍聴者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、議長及び事務局の指示に従うこと。
- (2) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により可否を表明しないこと。
- (3) 会議場において、飲食、喫煙はしないこと。
- (4) 会議場において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、議長の許可を得た場合は、この限りでない。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、会議の支障となる行為をしないこと。

## 5 秩序の維持

議長は、傍聴者が前条の規定に違反したときは、退室させることができる。

### 附 則

この要領は、令和5年11月1日から施行する。